

金融庁ニューズレター

第2号(12年8月)



(財務局長会議における長官挨拶)

財務局長会議の開催について

1. 7月14日、金融庁主催の今事務年度第1回目の財務局長会議を開催した。
2. 会議においては、日野長官の挨拶の後、当庁各部局等から金融検査の課題、監督行政のあり方等、今後の業務運営の基本的考え方や諸問題等について説明があった。

○長官挨拶(平成12年7月14日)

財務局長会議の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ご承知のように、去る7月1日に、中央省庁等改革の先陣を切って、金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、金融庁が発足いたしました。

振り返れば、金融監督庁が発足した平成10年6月当時は、大変深刻な金融不安が発生しており、極めて厳しい金融環境の下にありました。こうした中、私は、監督庁の発足に当たり、明確なルールに基づく「公正で透明な金融監督の確立」、このような金融監督の基本となる「厳

正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実」等5つの柱を業務運営の基本として掲げ、以降、職員一丸となって我が国金融システムの再生と安定をはじめとする諸課題に取り組んで参りました。この間、金融再生法等の施行等、制度面での改正等もありましたが、皆さんのこれまでの努力が奏功して、我が国の金融システムは一頃に比べ、格段に安定してきております。

しかしながら、預金等全額保護の特例措置の終了を控え、より強固なシステムを構築することが求められており、また、金融技術や情報通信技術の発達に伴い、金融商品・サービスの内容が多様化し、異業種からの銀行業への参入等といった新たな動きが起きており、これらへの適切な対応も求められております。

こうしたことから、金融庁発足に当たり、新たに追加された機能・特色を踏まえ、引き続き、我が国金融行政に対する内外の信認の維持を図っていくため、金融行政の理念を改めて問い直し、これに基づいて、行政運営に当たって依るべき基本的考え方をとりまとめ内外に表明したところであります。

この、基本的考え方について申し上げますと、

第1は「安定的で活力ある金融システムの構築」であります。今後の預金等特例措置の終了等を踏まえ、一層の金融システムの安定性の確立を図り、より強固な金融システムを構築することとするとともに、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を図ることとしております。

第2は「時代をリードする金融インフラの整備」であります。金融技術や情報通信技術の発達等に伴い、多様な金融商品・サービスの開発や、利便性の高い金融市場を目指す資金の移動が今後も進むであろうことを踏まえ、利用者にとって一層利便性が高く、国際的にも重要かつ安定的な地位を保持し、ニューミレニアム時代をリードする金融インフラの整備を図ることとしております。

第3は「利用者保護に配慮した金融のルール整備と適切な運用」であります。多様な金融商品・サービスが普及する中で、利用者が自己責任原則の下で安心して取引を行うための前提として、金融商品・サービスの利用者保護の環境整備を図ることとしております。このため、利用者を保護するためのルールの整備と適切な

運用を行うとともに、消費者教育の充実を図って参りたいと思っております。

第4は「明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底」であります。金融庁は、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底を図り、金融行政を実施する各段階において説明責任を果たすように努めます。このため、検査・監督・監視の各分野における金融行政の効率性・実効性の向上を図り、さらなるルールの明確化や行政手続面での整備を行い、広報活動を充実することとしております。また金融機関のディスクロージャーをより一層推進して参ります。

第5は「金融行政の専門性・先見性の向上と体制整備」であります。金融環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性・先見性の向上に努めることとし、このような観点から、金融大学の設立も視野に入れて職員の研修の充実等を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保、金融行政に係る体制整備に努めることとしております。

第6は「外国金融当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献」であります。金融機関活動や金融取引の国際化に的確に対応するため、外国金融当局との協力関係を緊密化し、情報交換等を促進するほか、国際的なルール策定に積極的に貢献するとともに、世界に向けた情報発信を拡大することとしております。

以上、6つの基本的考え方に沿って、金融庁の運営に取り組んでいくこととしております。財務局におかれても、それぞれの現場で金融検査監督事務に当たる職員一人一人への徹底をよろしくお願いいたします。

財務局におかれては、今事務年度は、信用組合に対する集中検査のほか、地域金融機関の業務再構築等、引き続き、地域における安定的で活力ある金融システムの構築のため、重要な使命を担っておられます。財務局長にあっては、金融庁と密接な連携を取りながらその的確な判断の下、適切な対応を取られるよう、よろしくお願いいたします。

また、金融庁が制度の企画立案機能を担うことに伴い、これまで以上に広報の役割が重要性

を増しております。このため、当庁幹部による地方講演会を引き続き実施するほか、財務局幹部にも様々な機会を通じて当庁の政策を積極的に説明していただきたいと思います。

金融行政の課題は、先程申し上げましたように、なお山積しており、金融庁及び財務局に課せられた使命を果たしていくためには、これからも不断の努力が不可欠であり、気を緩めることなく業務に当たっていく必要があります。ちょうど2年前の会議に当たって、「私としては、誠心誠意、長官の重責を果たしたく全力を尽く

す決意であります。財務局長の皆様にも、それぞれの職場で十二分に力を発揮していただき、国民の期待に応えられるような良い仕事をともにしてまいりたい」と述べましたが、今もその気持ちに変わりありません。財務局長の皆様にあつては、強いリーダーシップを発揮して、担当される検査・監督事務の的確な遂行に最善を尽くしていただきたいと思います。

最後に、財務局職員の皆様のご健康とご健闘をお祈りして、私の挨拶とさせていただきます。

(総務企画部政策課)

相沢金融再生委員長の就任

7月30日(日)に久世前金融再生委員長が辞任され、同日付をもって、その後任として相沢

英之衆議院議員が金融再生委員長に就任された。

委員長の略歴

— 平成12年7月30日現在 —



国務大臣(金融再生委員会委員長)

相沢 英之(あいざわ ひでゆき) (大正8年7月4日 生)

出身地 大分県

昭和17年9月

東京帝国大学法学部卒業

昭和17年9月

大蔵省入省

昭和24年2月

京都府下京税務署長

昭和29年11月

大蔵省主計局主計官

昭和40年6月

大蔵省近畿財務局長

昭和45年6月

大蔵省理財局長

昭和46年6月

大蔵省主計局長

昭和48年6月

大蔵事務次官

昭和51年12月～現在

衆議院議員(以来9選)

昭和62年11月～昭和63年2月

衆議院法務委員長

平成元年6月～平成2年1月

衆議院外務委員長

平成2年2月～平成2年12月

国務大臣・経済企画庁長官

(第2次海部内閣)

平成8年12月～平成12年7月

自由民主党税制調査会副会長

平成9年9月～平成12年7月

自由民主党行政改革推進本部副本部長

平成10年8月～平成10年12月

衆議院金融安定化に関する特別委員会

委員長

平成11年11月～平成12年7月

自由民主党金融問題調査会会長

平成12年7月～

国務大臣・金融再生委員会委員長

(第2次森内閣)

平成12検査事務年度検査基本方針 及び基本計画の公表について

公正で透明な金融行政が求められる中で、金融検査の重要性はますます高まってきており、こうした状況を踏まえ、金融検査にかかる事務運営の透明性の向上を図る観点から、金融庁は、平成12検査事務年度の検査基本方針及び基本計画を、7月28日、公表した。

○平成12年7月28日発表

本事務年度における検査基本方針及び基本計画のポイント

1. 公正で透明性の高い検査の実施であり、このため、証券検査マニュアルをはじめとした検査マニュアルの整備や金融機関等からの意見申出制度の本格的実施などに努めることとしている。
2. 平成14年4月に予定されているペイオフの解禁や、情報通信技術の発達等の金融環境の変化を踏まえた、効率的で実効性の高い検査の実施であり、このため、信用組合に対する集中検査や濃淡をつけた検査の実施、民間の専門家の登用などに努めることとしている。

平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画
・検査基本方針

金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保をその業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的として、去る7月1日に発足した。

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく公正かつ透明な金融行政を推し進めることにより、預金者等の利便性の向上や保護、信用秩序の維持等を図っていく必要がある。特に、金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続きの透明性が求められており、公正で透明性の高い検査を実施する必要がある。

また、平成14年4月に予定されている、いわゆるペイオフの解禁を控え、より安定的な金融システムを構築するため、効率的な検査を実施する必要がある。同時に、金融技術や情報通信技術の発達、金融商品における時価評価の導入など、金融環境の急速な変化に的

確に対応した実効性の高い検査を実施する必要がある。

こうした課題を踏まえ、平成12検査事務年度（平成12年7月～平成13年6月）においては、以下の点に重点を置きつつ、検査の的確な実施に努めるものとする。

1. 公正で透明性の高い検査の実施

(1) 検査マニュアルの整備・充実

金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルの整備に続き、証券検査マニュアルの策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応したマニュアルの整備・充実に努め、検査の透明性の向上に努める。

(2) 意見申出制度の本格的実施

立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分に議論を尽くすとともに、これを促すため、検査官と金融機関等との間に意見相違が生じた場合に、金融機関等から意見の申し出ができる制度を本格的に実施し、検査の公正性の向上に努める。

(3) 検査指導官の活用

検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、指導の強化を図ることにより、検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努める。

(4) 人材育成の充実・強化

検査経験の少ない検査官に対して実地研修を実施するなど、研修の充実・強化を図るほか、金融技術や情報通信技術の発達、金融のグローバル化等に迅速かつ的確に対応するため、民間の専門家の登用や海外当局との人材交流等に努める。

2. 効率的で実効性の高い検査の実施

(1) 濃淡ある検査の実施

オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、検査頻度や検査内容について濃淡をつけた効率的・機動的な検査の実施に努める。

(2) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、各業態を横断的に所管している当庁の特色を活かし、親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点の一体的な実態把握に努める。

(3) 部門制の充実・強化

検査官の増員、部門の増設による検査体制の拡充に加え、部門毎の業務の継続性を高めることにより、各業態の特色に対応したより専門性の高い検査を実施する。

また、市場関連リスク、システムリスクといった、専門性の高い分野に係るリスク管理態勢の確認にあたっては、必要に応じて専門班を編成し、深度ある検査の実施に努める。

(4) 内部監査・外部監査の活用

金融機関等の内部監査の有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査の実施を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な実態把握に努める。

(5) 実効性の高い検査の実施

制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなる金融庁の特色を踏まえ、検査において、経営の問題点を金融機関等に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局や、証券取引等監視委員会等と緊密な連携を維持する。

3. 業態別の検査重点事項

(1) 信用組合集中検査

本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合については、資産内容等の実態把握を速やかに行うため、平成13年3月末までに立入検査を一巡することを目途として、財務局において集

中検査を実施する。

また、財務局の検査の進捗状況等に応じて、本庁検査部に新設された検査応援部門を活用するなど、円滑な検査の実施に努める。

(2) 金融機関検査

金融機関検査については、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

特に、主要行、地方銀行、第二地方銀行については、金融監督庁発足後、二巡目の検査になることを踏まえ、前回検査における指摘事項の改善状況について、重点的に確認する。

また、信用金庫については、資産内容等の実態把握のための検査を概ね一巡しているが、残りの信用金庫についても、平成13年3月末を目途として立入検査を一巡する。

さらに、外国金融機関については、担当検査部門の充実を踏まえ、検査頻度や深度の向上に努める。

(3) 保険会社検査

保険会社については、平成11年4月から早期是正措置制度が導入されたことを踏まえ、前事務年度において、生命保険会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に実施したところである。

本事務年度においては、新たに整備された保険検査マニュアルに基づき、保険募集管理などの法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

(4) 証券会社等検査

証券会社については、前事務年度に引き続き、資産内容の健全性、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性について、重点的に確認する。その際、必要に応じ、証券取引の公正の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、同時検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努める。

・検査基本計画	
1．金融機関検査の実施予定数	
銀行	50 (59)
信用金庫	75 (244)
信用組合	255 (7)
計	380 (310)
2．保険会社検査の実施予定数	
保険会社	10 (23)
3．証券会社等検査の実施予定数	
証券会社	45 (84)

証券投資信託委託会社	5 (4)
投資顧問業者	20 (32)
計	70 (120)

(注1)上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

(注2)() 書きは、前検査事務年度実績。

(検査部総務課)

新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）について

平成12年5月30日付でパブリック・コメント手続に付した本件は、6月30日をもってコメントの受付を締め切り、寄せられたコメントを踏まえ、8月3日付で、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」の下、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」を決定し、公表した。

○平成12年8月3日発表

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方

- 1．最近、事業会社等の異業種による銀行業参入の動きや、コンビニ等の店舗網にATMを設置し、主に決済サービスの提供を行う業務形態、更には店舗網を持たずインターネット上でのみサービスの提供を行う業務形態等、従来の伝統的な銀行業にはない新たな形態の銀行を設立する動きが見受けられる。こうした動きは、金融技術の革新、競争の促進等を通じて、我が国金融の活性化や利用者利便の向上等に寄与する可能性がある。
- 2．他方、こうした新たな形態の銀行業については、子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点、事業親会社等の事業リスクの遮断の観点、事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護の観

点、資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点、有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護の観点等、従来の伝統的な銀行業においては想定していなかった様々な観点からの問題が考えられる。これらの問題は、銀行の資本形態や業務形態・店舗形態の面で従来にない新たな形態が出現したことに伴い生じた問題であり、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、改めて検討する必要がある。

- 3．金融再生委員会・金融庁としては、以上のような基本的な考え方の下、こうした新たな形態の銀行業に対する現行法令下での免許審査・監督上の対応について、パブリック・コメントに付した上で、別添の通り、運用上の指針を策定した。

もとより、新規に参入する銀行においても、決済機能や金融仲介機能の担い手として、通常の銀行と同様、十分な財産的基礎、適格な人的構成、内部管理体制等が求められることになる。今後、これらの点も含め、本指針を踏まえ、免許審査や免許後の監督において十分なチェックが行われることになる。

4. また、本指針は、あくまでも現時点で想定し得る主な問題点に対する基本的な対応方針を示したものであり、急速に進む金融技術の革新やイノベーション等により、今後とも新たな形態の銀行が出現することが予想され、その際には、別途の検討が必要となる場合もあり得ると考えられる。

5. なお、最後に付言すれば、現行法令上、免許付与後、銀行の主要株主の変更を事前に把握し、銀行の健全性確保に支障をもたらすような不適格な株主を排除する権限は、監督当局に付与されていない。そこで、いわゆるバーゼル・コア・プリンシプルの要請や主要先進国の制度等を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から、既存銀行の買収その他の場合において、銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限を監督当局に付与すること等について、今後、金融審議会等において早急に検討を開始することとする。

また、銀行の他業禁止の緩和等業務範囲の拡大、更には株式保有制限の在り方等、異業種の銀行業参入問題とは裏腹の関係にある規制緩和の問題についても、関係各方面の理解を得つつ、本年3月末に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（再改定）」などを勘案し、金融審議会等において検討を行い、着実に規制緩和を推進することとする。

(注) バーゼル銀行監督委員会による「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」

(1997年9月)においては、各国の金融監督当局が銀行を監督するにあたり適用すべき最低限の基準として、以下の原則を掲げている。

原則3：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役・・・(略)・・・

に対する評価を行わなければならない。

原則4：銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていなければならない。

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応
(運用上の指針)

・新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応

1. 子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点

(1) 基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主(注)に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等(以下「事業親会社等」という)の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。

(注) 銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主とは、企業会計上の実質影響力基準に基づく関連会社の基準等にしがたって、原則、議決権の20%以上を自己の計算において所有する株主とする。具体的には、銀行を企業会計上の子会社又は関連会社とする国内会社、及び銀行の議決権の20%以上を自己の計算において所有する外国法人等とする。

なお、投資組合等については、当該投資組合等の背後に存在する実質的な出資者で、銀行の議決権の20%以上を自己の計算において実質的に所有する者を含むものとする。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 事業親会社等の有無、並びに事業親会社等が存在する場合、その概要及び事業戦略における子銀行の位置付け等

イ) 子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を

行う経営体制が確保されているかどうか。

例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。

ウ) 事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。

(なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインストアプランチ(小売店舗内銀行営業所)一般の形態に適用されるべき事項である。)

b. 免許後の監督において留意すべき事項
ア) 免許付与後、事業親会社等に該当する主要株主に変動がある場合には、子銀行に対し、当局に速やかに報告するよう求める(免許の条件とする)。

イ) 免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。

2. 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点

(1) 基本的考え方

銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ(共倒れリスク)がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルール(特定関係者に対する優遇禁止)の遵守は当然のことであるが、以下のような諸点について留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策(注)が十分講じられているかどうか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれてい

る必要がある。

事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと

事業親会社等の業況悪化や、事業親会社等による子銀行株の売却、預金の引出し等、事業親会社等に起因する種々のリスク(シナジー(相乗)効果の消滅、レピュテーションリスク(風評リスク)等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等)をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策(収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等)を講じること

特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること

(注) なお、事業親会社等の子銀行以外の子会社等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めるものとする。

イ) 上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。

具体的には、免許申請者の収支の見込や社会的信用等を審査するにあたり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。その際、免許申請者に対し、事業親会社等の直近の決算期の財務諸表及び監査報告書(注1)、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書(注2)等の資料(事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料)の提出を求めることとする。

(注1) 監査報告書と併せ、当該事業親会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性について特段

問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。

(注2) 企業内容等の開示に関する省令第9条の4の規定により有価証券届出書の簡便な記載が認められる一定以上の格付を取得している者については、監査報告書の内容を監査した他の監査法人による報告書の提出を省略することができるものとする。

(注3) 事業親会社等が事業を行わない個人である場合には、本項目によるリスク遮断策のチェックは基本的に不要と考えられるが、社会的信用等に関するチェックは必要である。

b 免許後の監督において留意すべき事項

ア) 免許付与後のリスク遮断策の履行状況(その確実な履行を免許の条件とする)については、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。なお、リスク遮断策の履行状況に問題がある場合や、当初予定していたリスク遮断策では不十分である場合には、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出することもあり得る。

イ) 免許付与後の事業親会社等の業況等については、定期的に、子銀行に対し、事業親会社等の財務諸表、監査報告書等、事業親会社等の経営状況・財務状況を示す資料の提出を求める(免許の条件とする)ことにより確認する。仮に、事業親会社等の経営に問題があると判断される場合には、子銀行の経営に対する影響及び必要な場合の対応策等について子銀行に対し報告を求める。

3. 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点

(1) 基本的考え方

顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー(相乗)効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護

法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。

b. 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後、顧客の個人情報の保護のための方策を確実に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。

4. 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点

(1) 基本的考え方

銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。

また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン(収益性)も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本となっているか、ALM管理(資産負債管理)等のリスク管

理が適切に行われるような体制となっているかどうか。

イ) 将来の収支見通しの審査に当たっては、収益源をどこに求めるのか、その収益源は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、そのような場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか。

ウ) なお、全国的に決済業務を営む場合には、確実な決済の確保が見込まれるかどうか。

b. 免許後の監督において留意すべき事項
免許審査時に確認した自己資本が維持されているか、ALM管理等のリスク管理が適切に行われているか等について、検査ないし報告徴求等により確認する。

また、免許審査時に確認した収益源については、計画通りの収益を上げているかどうか、収益の前提となる諸条件に変更はないかどうか、計画通りの収益を上げていない場合にはその対応策等について、報告徴求等により確認する。

5. 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点

(1) 基本的考え方

インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものへと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。

特に有人店舗を持たず、専らインターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ITを活用した新たなサービスの提供にあたっては、一般の利用者が特別の訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。

以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、

以下の点に留意する。

なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる「金融サービスの電子取引と監督行政に関する研究会」の報告書（12年4月18日）の指摘も踏まえ見直しを行う。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているかどうか。

顧客からの苦情・相談の対応

システムダウン等に伴う顧客対応

法令に基づく顧客への説明義務の履行
ディスクロージャーの履行

マネーロンダリング防止等の観点からの本人確認義務の履行

イ) 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているかどうか。

ウ) 金利等の条件に敏感である顧客層の特性や、取引の解約・変更が容易になされ得る特性に鑑み、顧客の一時大量流出に備えた流動性確保のための方策が確立しているかどうか。

エ) システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているかどうか。システムの安全管理体制（外部委託先の管理を含む）や障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているかどうか。（外部機関の評価書類を提出させる）

b. 免許後の監督において留意すべき事項
免許審査時に確認した対応策の履行状況について、検査ないし報告徴求等により確認する。

・ 既存銀行等への適用

上記 . に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。

また、上記 . の1. ~ 3. に掲げた免許

審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行
持株会社を保有しようとする場合についても

適用することとする。

(金融再生委員会事務局総務課)

(監督部銀行第1課)

銀行組織の内部監査及び監督当局と 内部・外部監査人との関係

バーゼル銀行監督委員会は、去る7月26日、本年11月末をコメント期限とする市中協議ペーパー「銀行組織の内部監査、および監督当局と内部・外部監査人との関係」を公表した。本ペーパーは、(1)内部監査部門の監査対象業務からの独立性等、望ましい銀行の内部監査機能のあり方、および(2)銀行監督当局と内部・外部監査人との定期的な協議等、銀行監督当局と内部・外部監査人との望ましい関係のあり方について、必要な諸原則をとりまとめたものである。

○平成12年7月26日発表

銀行組織の内部監査、および監督当局と内部
・外部監査人との関係

コメントのお願い

バーゼル委員会は、このペーパーを市中協議のために公表し、ペーパーの全ての点においてコメントを求める。

とりわけ、以下の論点についてのコメントを歓迎する。

1. 内部監査の定義

本ペーパーの中で引用された定義*1は、内部監査人のコンサルティング活動をも含むものである。しかし、助言やコンサルティング活動は、内部管理システムの検証・評価を行う銀行内の独立査定機能という内部監査本来の機能に付随するものに留めるべきだという意見は多い。この点において本ペーパーの記述は適切に釣り合いがとれていると思うか。

2. 内部監査人のいわゆる「内部告発」

(whistleblowing) 機能

内部監査人は監督当局に対し、直接情報を開示する権限・義務が与えられるべきという意見があり得る。一方で、「内部告発」機能は銀行経営陣と内部監査人の相互信頼関係を損なうものだとの意見もある。しかしながら、内部監査人が監査結果、調査結

果、意見およびその他の情報を、組織外の人間の注意を引くことなく報告するための十分な仕組みを内部監査規程で講じておくことは、実務として望ましいとしばしば考えられている。このような仕組みは適切なレベルの経営陣、取締役会または監査委員会(それが存在する場合)への報告を含む。内部監査機能の報告に関する事項につき、本ペーパーでは適切に記述していると考えるか。

3. 内部監査機能をアウトソースしてもよい程度

銀行の内部監査部門は、銀行の主要業務全てを検証するだけの十分な技量を有しているべきとする国がある。もっともこれらの国でも、内部監査部門が技量を有していない、あるいは十分にはそうでないようなある種の検査について、外部の専門家がこれを行うことは許容されている。他の国では、アウトソーシング・ベンダーが実質的に全ての内部監査業務を行うようなアウトソーシング契約を認めているところもある。ただしこのような契約のもとでは、金融機関は上席かつ経験を積んだ個人を内部監査の長として据え、小人数の内部監査スタッフを配置し続けるべきである。内部監査のアウトソーシングについての賛否およびアウトソーシングがなされた場合の留意点に

ついでの見解はどうか。

4. 金融機関の外部監査人による内部監査

国によっては、内部監査のアウトソース先が全ての点において外部監査人または外部監査人が属する企業やグループから完全に独立していることを求めることもある。一方、外部監査人であり金融機関のために財務諸表監査や他のサービスを実施しているようなアウトソーシング・ベンダーを認めている国もある。この点についての見解はどうか。

はじめに

1. 銀行監督上の問題に対処し、サウンド・プラクティスを促進する指針を通じて監督を強化するための継続的な努力の一環として、バーゼル銀行監督委員会は銀行組織の内部監査、および監督当局と内部・外部監査人との関係について本ペーパーを公表する。銀行組織における適切な内部管理は、組織の管理システムを評価する独立した有効な内部監査によって補強されなければならない。一方、外部監査人は、このプロセスの有効性について重要なフィードバックを提供することができる。有効な方針や実務が守られ、内部・外部監査人が発見した内部管理上の問題点に対し経営陣が適切な是正措置を講じているかにつき、銀行監督当局は満足してはならない。最後に、銀行監督を最大限有効なものとするため、監督当局、内部監査人および外部監査人の協力関係が重要である。
2. 本ペーパーに述べられた諸原則は、実施の概略を示したものであり、実施の詳細は、オンサイト・オフサイトの監督手法の活用の仕方、監督制度における外部監査人の用いられ方の度合いによって変わるものである。
3. 本ペーパーは、取締役会や上級管理職で構成される経営管理の体制についても述べる。取締役会や上級管理職の機能に関しては、国毎に法律や規制の枠組みがかなり異なることを当委員会は認識している。国に

よっては、取締役会は執行主体（上級管理職、一般管理職）に対する唯一の、あるいは主たる監督機能を有し、後者が職務を全うするのを確実にしている。この理由により、取締役会は監督理事会（supervisory board）として位置付けられている。こうした場合、取締役会は業務執行機能は有していない。これに対し、銀行経営の全般的枠組みの設定など、より広範な権限が取締役に与えられている国もある。こうした相違を踏まえ、本ペーパーでは、取締役会および上級管理職の概念を法的構造の要素としてではなく、銀行の内部における二つの意思決定機能を示すものとして用いる。本ペーパーで述べられた諸原則は、各国固有のコーポレート・ガバナンス構造に応じて適用されるべきである。バーゼル委員会が1999年9月に公表したペーパー、「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」を参照することもまた、有益であり得よう。

4. 本ペーパーに述べられた諸原則に従って構成された銀行内の内部監査機能は、銀行監督当局の作業を容易にする。内部監査機能を含む強固な内部管理と独立した外部監査は、健全なコーポレート・ガバナンスの一環であり、それがひいては銀行経営陣と銀行監督当局との間の協調的な作業関係に寄与するのである。有効な内部監査機能は、銀行経営陣および銀行監督当局にとって内部管理システムの質を知る上で価値ある情報源である。
5. 内部監査の役割、および監督当局と内部・外部監査人との関係についての明確な指針の策定は、自己資本充実度の枠組み、とりわけ監督上の検証の柱をも強化する。この点で、銀行の内部管理制度は、資本の自己評価プロセスにとって不可欠である。自己資本評価プロセスの有効な管理は、独立した内部検証と、必要に応じた内部・外部監査人の参画を含むものである。

内部監査の定義

6. 1999年6月に、内部監査人協会の理事会は以下の内部監査の定義を採択した。

「内部監査は、独立した客観性のある保証とコンサルティングに関する活動であり、組織の業務の付加価値を高め、また改善するものである。内部監査は、システムティックで規律のあるアプローチでリスク管理、コントロールおよび企業統治プロセスの有効性を評価、改善することにより、組織が目的を達成するのを支援する」

7. 客観性と公平性の要請は、銀行業界の内部監査部門には特に重要であるが、このことにより内部監査部門がアドバイスやコンサルティングに関わる可能性が必ずしも排除されるわけではない。内部管理の進捗について上級管理職にアドバイスするのは、管理体制の導入が必要な際、経営陣が情報に基づいて決定を下すことを確実にするのに、しばしば費用対効果があるやり方である。しかしながら、それ以外のアドバイスやコンサルティングは、内部監査の基本機能、すなわち財務報告の管理を始めとする内部管理システムの検証や評価を行うために銀行内に設立された独立査定部門としての機能、に付随するものであるべきである。内部監査人が上級管理職に対し、導入されるべき内部管理について助言したとしても、内部監査人は上級管理職が実施した、あるいは指示した内部管理を分析したり批判したりすることから排除されるべきではない。

8. 銀行の中には、管理の自己評価を導入するという選択をしたところもある。これは、管理職および/またはスタッフチームが自己の業務や機能を分析し、内部管理手続のうち関連する部分の効率性を評価する、正式かつ文書化されたプロセスとすることができる。内部監査を代替するものではないが、内部管理の効率性を評価する有用な手法と考えられよう。

内部監査機能の目的および任務

原則 1

銀行の取締役会は、適切かつ有効な内部管理システム、銀行業務の様々なリスクを評価する計測システム、リスクを銀行の自己資本水準に関連付けるシステム、および法律、規制、当局の監督方針、自行の内部

方針への遵守状況の適切なモニタリング手法を上級管理職が構築・維持していることを確保する最終的な責任を負っている。

原則 2

銀行の上級管理職は銀行に内在するリスクを認識し、計測し、モニターし、コントロールするプロセスを開発することに責任を負っている。

原則 3

内部監査機能は内部管理システムや銀行の自己資本評価の内部プロセスに対する継続的なモニタリングの一環である。それは既に確立している銀行の方針や手続の適切性および遵守状況についての独立した評価を提供するからである。このようにして、内部監査機能は、組織の構成員が上記に述べたような責務を有効に成し遂げるのを支援する。

内部監査の原則

常設機能 - 継続性

原則 4

銀行における内部監査は常設機能でなくてはならない。自らの義務と責任を果たす上で、上級管理職は銀行が継続的に、その大きさや業務の性質に応じた適切な内部監査機能に依拠できるよう、必要とされる全ての措置をとらなければならない。これらの措置の中には、目的を達成するため適切な資源とスタッフを内部監査部門に投入することも含まれる。

独立的機能

原則 5

銀行の内部監査部門は、被監査業務から独立していなければならない。当該部門はまた、日常的な内部管理プロセスからも独立していなければならない。これは、内部監査部門は銀行内で適切な地位が与えられ、客観性と公平性のもとに職務を遂行する、ということの意味している。

内部監査規程

原則 6

内部監査規程は、銀行内の内部監査部門の地位と権限を保証するものである。

公平性

原則 7

内部監査部門は、客観的かつ公平であるべきである。すなわち、偏見や介入を排除

して任務を全うし得る立場に置かれなければならない。

職業的専門性

原則 8

全内部監査人および内部監査部門全体にとって、職業的専門性は銀行の内部監査機能が正常に機能するために必要不可欠である。

業務の範囲

原則 9

銀行の全ての業務と組織が内部監査の対象となるべきである。

自己資本についての銀行の内部評価手続

原則10

自己資本についての銀行の内部評価プロセスの枠組みの中で、銀行の内部監査部門は、銀行の直面する種々のリスクを評価する計測システム、自行で開発したリスクと銀行の自己資本水準を関連付けるシステム、資本の内部政策に対する遵守状況をモニタリングする手法について、独立した検証を定期的実施するべきである。

内部監査の機能度

実務手法と監査の種類

原則11

内部監査は、監査計画の策定、利用可能な情報の検証・評価、監査結果の周知、勧告や問題点のフォローアップを含む。

内部監査部門の管理

原則12

内部監査部門の長は、同部門が健全な内部監査原則に則って業務を行っていることの確保に責任を持つべきである。

原則13

取締役会は、上級管理職が内部管理システムと自己資本評価手続を策定し、それらを最低年一回検証することを確保するべきである。最低年一回は、上級管理職は取締役会に内部管理システムおよび自己資本評価手続の対象範囲、実績について報告するべきである。銀行監督当局は、銀行の内部監査部門の活動を評価し、結果に満足した場合は、リスクが潜在する分野を見極めるために、それに依拠することができる。

原則14

監督当局は、認識されたりリスク分野ととられた処置を話し合うため、銀行の内部監査人と定期的な協議を行うべきである。同様の観点から、銀行の内部監査部門と銀行の外部監査人の協力関係についても検討され得るであろう。

原則15

監督当局は、監督下の銀行における内部監査の責任者と共に政策的な問題を話し合う場を定期的に持つことを推奨される。

内部監査人と外部監査人との関係

原則16

監督当局は内部監査人と外部監査人との間の協力関係を可能な限り効率的かつ有効にするため、両者間の協議を促進するべきである。

監督当局と外部監査人との関係

原則17

外部監査人により銀行の監督当局のためになされた活動は、法的な、あるいは契約上の根拠を持っているべきである。監督当局から外部監査人に課された行為がいかなるものであれ、それは監査人の通常の監査活動にとって補足的なものであり、また監査人の専門の範囲内であるべきである。

監督当局、外部監査人および内部監査人との間の協力関係

原則18

監督当局、外部監査人および内部監査人との間の協力関係の狙いは、最適な監督を行うため全関係者からの貢献をより効率的かつ有効にする、という点にある。この協力関係は、監督当局と外部・内部監査人との間の定期的な会合が基本となろう。

*1 本ペーパーでは、1999年6月に内部監査人協会の理事会が採択した内部監査の定義を引用している。

{ 上記は、市中協議ペーパー要約版であり、
詳細については、ホームページを参照。 }

(総務企画部国際課)

そごうグループに対する債権放棄についての経緯と考え方

金融再生委員会は、去る6月30日、預金保険機構が新生銀行（旧長銀）から引き取ることにしたそごうグループ向け債権について、経営再建計画が実行可能なものであることを前提として同機構が債権放棄要請を受け入れることを了承した。

しかし、7月12日、同社を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、そごうが自主的な経営判断として経営再建計画を断念し、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、債権放棄要請を取り下げたため、今後、そごうの再建問題は、民事再生法という法的枠組みの下、メインバンク等関係金融機関等の協力を得て、進められることとなった。

7月27日、金融再生委員会は、「そごうグループに対する債権放棄についての経緯と考え方」をとりまとめ、公表した。

○平成12年7月27日発表

1. はじめに

金融再生委員会は、去る6月30日、預金保険機構（以下、「機構」）（国）が長銀株式譲渡契約に基づいて新生銀行（旧長銀）から引き取ることにしたそごうグループ向けの債権について、そごうの経営再建計画が実行可能なものであることを前提にして、機構が同グループからの債権放棄要請を受け入れることを了承しました。

しかし、その後、7月12日、同社を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、そごうが自主的な経営判断としてこれまでの経営再建計画を断念し、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、債権放棄要請を取り下げることとなり、今後、そごうの再建問題は、民事再生法という法的枠組みの下、メインバンク等関係金融機関・取引先の協力を得て、進められることになりました。

これまでの間、本問題に関しましては、私どもの説明不足もあって、多くの国民の皆様や国会の場におきまして、様々なご意見やご批判をいただきました。そこで、ご意見等を踏まえ、以下では本問題を極力分かりやすくご説明します。

2. これまでの経緯

平成10年秋、第143回国会での与野党協議により金融再生法が制定され、同年10月に経営破綻した長銀は同法により特別公的管理銀行として一時国有化され、同年12月に設立された金融再生委員会がその破綻処理の任に当たることになりました。

- (1) 金融再生法では、特別公的管理銀行（旧長銀）を清算するのではなく、できるだけ速やかに譲渡先を見つけることとしており、また、「善意かつ健全な債務者を保護する」目的を実現するため、長銀の個別の貸出資産について「善意かつ健全な（債務者）」に対する貸出資産として同行に残すべきかどうかの判定を金融再生委員会が行うよう定められています。平成11年2月に行われた資産判定時には、そごうグループは財務状況が悪くなく、その債権が旧長銀に残されることになりました。
- (2) 次に、金融再生委員会は譲渡先の選定作業にかかりましたが、金融再生法では米国のロス・シェアリングのような仕組み（破綻銀行売却後に同行に生じた2次ロスの一部を政府が補てんする仕組み）を設けることができないため、作業は難航しました。そこで金融再生委員会では、上記の資産判定作業の経緯から、民商法上の瑕疵担保責任の法理（売ったものに隠れた瑕（きず）があれば、買主に対して売主が一定の責任を負う）を用いて、金融再生法の下でも実施可能な2次ロス対策を考えました。
- (3) 具体的には、旧長銀譲渡後3年間は、ある債務者を金融再生委員会が「善意かつ健全な債務者」と判定した根拠が真実でなくなった場合等を「瑕疵」と考え、そのような「瑕疵」が明らかになった場合で、かつ、その債務者に対する貸出資産の実質価値が、旧長銀譲渡時と比較して2割以上減ってし

まった場合に機構（国）が責任を負うことにしました。この場合、旧長銀の資産の買い手である新生銀行はその債務者に対する貸出資産の引取を機構に求めることができ、機構は資産の引取りと引き換えに、その貸出資産の旧長銀譲渡時における実質価値相当額（簿価から引当金を控除して計算したものを）を新生銀行に支払う取り決めとなっています。なお、引当金とは、将来の資産価値の減少に備えて、その合理的な見積額を損失として計上したものです。

（４）このような瑕疵担保特約を盛り込んだ結果、難航していた譲渡先との交渉は妥結し、他の「適」（善意かつ健全な債務者）資産とともにそごうグループ向け債権は今年３月初めの旧長銀譲渡時に新生長銀に承継されました。但し、その際と同債権は名目上の債権金額は約２千億円ですが、その実質価値は、資産判定後の財務状況の悪化等を踏まえ、会計原則に従って約１千億円とされました。この差額である引当金約１千億円は、旧長銀の資産と負債（預金）をバランスさせるために、譲渡時においては、金融再生法の規定に基づき、旧長銀の預金者等を保護する目的で、引当金額と同額の損失補填が公的資金により行われています。この約１千億円は旧長銀の債務超過相当額約３．６兆円の一部です。なお、このような引当金は全体で約９千億円となっています。

（５）今年４月、そごうグループが新生銀行に９７０億円の債権放棄要請を行ったことから状況は大きく変化しました。６月２８日、上記の瑕疵担保特約に基づき、新生銀行から同グループ向け債権（額面約２千億円、引当金約１千億円）を機構で引き取ってほしいとの正式な通知があり、機構は、監査法人の意見も踏まえ、瑕疵の推定とそごう債権の実質価値の２割以上の減価が認められることから、これを受け入れる方針を固めました。かくして、機構は旧長銀譲渡時の実質価値相当額の約１千億円を新生銀行に支払って、この額面約２千億円の債権及び引当金約１千億円を取得することになりました。その機構に対して、同グループから９７０億円の債権放棄（額面の減額）要

請が行われました。

３．金融再生委員会における債権放棄の検討

そごうグループからの債権放棄要請に対しどう対処すべきかについて、債権放棄の要請を受けた機構が十分な調査・判断を行った上で、金融再生委員会においても、様々な観点から議論が行われました。

具体的な処理案としては、債権放棄要請には応じない、債権放棄要請に応じる、の２案がありました。その比較は以下のとおりです。

（１）債権放棄要請に応じない場合、そごうグループは直ちに会社更生法等の法的処理に入ると考えられますが、そうなるも債権の回収可能見込み額はせいぜい８００億円程度にとどまり、引当金（約１千億円）を差し引いても少なくとも２００億円以上の追加的な損失が発生します。また、１万社の納入業者（９０％が中小企業）や消費者にも負担が及び、５万人（うち正社員１万人）の雇用にも影響が出る懸念もありました。

債権放棄要請に応じる場合、放棄要請額が引当金約１千億円の範囲内ですので、この段階で新たな国民負担は生じず、債権の額面が約１千億円に縮減するだけです。そごうグループの再建が順調に進めばこの約１千億円は全額回収可能であると考えました。

さらに、他の金融機関は回収が３０年かかるどころ、メインバンクの日本興業銀行の協力を得て、機構の債権については１２年で全額回収できることとなり、回収の確実性を高めることもできるようになりました。

（２）これらを踏まえ、金融再生委員会としては、『本件は、「破綻した金融機関を処理する過程で機構（国）が取得した私企業向け債権をどう処理するか」という問題であり、金融再生法の定める「国民負担最小化の原則」に則って判断することが基本である、そして、機構が債権放棄に応ずることが適当である』との結論になりました。

但し、その前提条件として、経営責任等の追及に向けた一定の取組がなされていことを確認しました。また、そごうグループの当初の再建計画はそごう及びメイン・バ

ンクが実行可能なものとして策定したものでありましたが、機構においてその中身を十分精査していることも確認しました。そして、この再建計画が実行に移されることを債権放棄の条件としたのです。

4. 7月以降の動き

その後、そごうが同社を取り巻く環境の大きな変化（「税金で一私企業を救済すべきでない。」等の世論の高まり）を踏まえ、自主的な経営判断として、これまでの経営再建計画を断念し、7月12日、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、債権放棄要請を取り下げることとなりました。今後、民事再生法の下で、そごうの再建計画が、メインバンク等関係金融機関・取引先の協力を得て、再度検討されることとなります。

(1) 民事再生法による処理の場合は、債権放棄の場合に比べて破綻処理費用即ち国民負担は増加することになると考えられますが、それがどの程度のものになるかは、今後の法的処理の中で、再建計画の内容がどのようなものになるかによるものであり、現時点で申し上げることはできません。

いずれにしても、今後、そごうの新しい再建計画が、民事再生法の枠組みの下で順

調に進み、国及び機構としては、破綻処理費用ができるだけ小さくなるような処理が行われることを期待します。

(2) 今般、金融再生委員会においては、そごうグループの債権放棄問題について、金融再生法が定める「国民負担最小化の原則」を基軸としつつ、経営責任の明確化、社会的混乱の回避等の観点から慎重に検討を行いました。この判断について、各方面から、もっと企業のモラルハザードの問題に配慮すべきでないか、あるいは、債権放棄の基準をさらに明確化すべきではないか、といったご指摘を頂いたところでもあります。

(3) 債権放棄については、個別の事例に則して検討を進めなければならない場合も多く、どこまで基準を明確化できるか困難な面もありますが、関係各方面の様々なご意見に耳を傾け、一層の明確化について真摯に検討していきたいと考えます。

いずれにしても、今後とも、機構（国）の債権放棄については安易に認められるべきでないのは当然であり、慎重の上にも慎重に対応してまいりたいと考えています。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

銀行業の免許及び信託業務の兼営の認可について

金融再生委員会は、7月13日、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱に対し、銀行業の免許を与えるとともに、信託業務の兼営を認可した。

○平成12年7月13日発表

免許等申請会社の概要

1. 商号 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
2. 本店所在地 : 東京都中央区日本橋本町4-11-5
3. 設立年月 : 平成12年6月20日(火)登記済
4. 資本金 : 500億円
5. 出資者 : ㈱大和銀行(50%)、住友信託銀行㈱(50%)
6. 代表者 : 会長 松井 駿介(前 住信保証㈱取締役社長)
社長 松田 良一(前 ㈱大和銀行専務取締役)
7. 役職員数 : 600名程度(派遣社員含む)
8. 免許等業務 : 銀行業、信託業務
9. 営業開始日 : 平成12年7月下旬から上旬

(注) 本格営業は、平成12年10月開始予定

(金融再生委員会事務局総務課)

第一生命保険相互会社に対する行政処分について

第一生命保険相互会社に対する当庁検査の結果、同社は転換契約者の保険料負担で誤解を与えかねない説明及び特定の個人に限り特別扱いされ優遇されるとの誤解を生じさせるおそれのある用語を用いた見積書を用いて募集行為を行っていた事実が認められた。このため、8月11日、会社組織における法令遵守体制、募集資料等の点検・管理に係る業務体制の整備・充実を図ることを内容とする行政処分を行った。

○平成12年8月11日発表

1. 第一生命保険相互会社については、当庁の検査の結果、以下のような行為が確認された。
 - (1) 転換契約の際の契約者の保険料負担について、保険契約者に誤解を与えかねない説明により募集行為を行った。
 - (2) 転換契約にあたり、契約者に対し特定の個人に限り特別扱いされ優遇されるとの誤解を生じさせるおそれのある用語が記載された保険料見積書を用いて保険募集を行った。
2. この行為は、保険業法第300条第1項第

9号に基づく保険業法施行規則第234条第4号に抵触する。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

- (1) 法令等の遵守について、同社役員、使用人及び生命保険募集人に対する教育・指導の徹底をはじめ、会社組織における法令等遵守体制の整備・充実を図ること。
- (2) 社内研修教材や募集資料の点検・管理に係る業務体制の整備・充実を図ること。

(監督部保険課)

金融審議会の開催について

8月4日、金融庁への移管後、初の金融審議会総会が開催され、金融再生委員長から「安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求める」との諮問等が行われた。また、今後の審議会の運営方針等について、審議が行われた。

○平成12年8月4日発表

金融審議会の運営について

金融再生委員会、金融庁長官及び大蔵大臣による諮問

経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求める。

審議事項と部会設置等

1. 次期通常国会での法制化等を目指した事項を中心とする審議

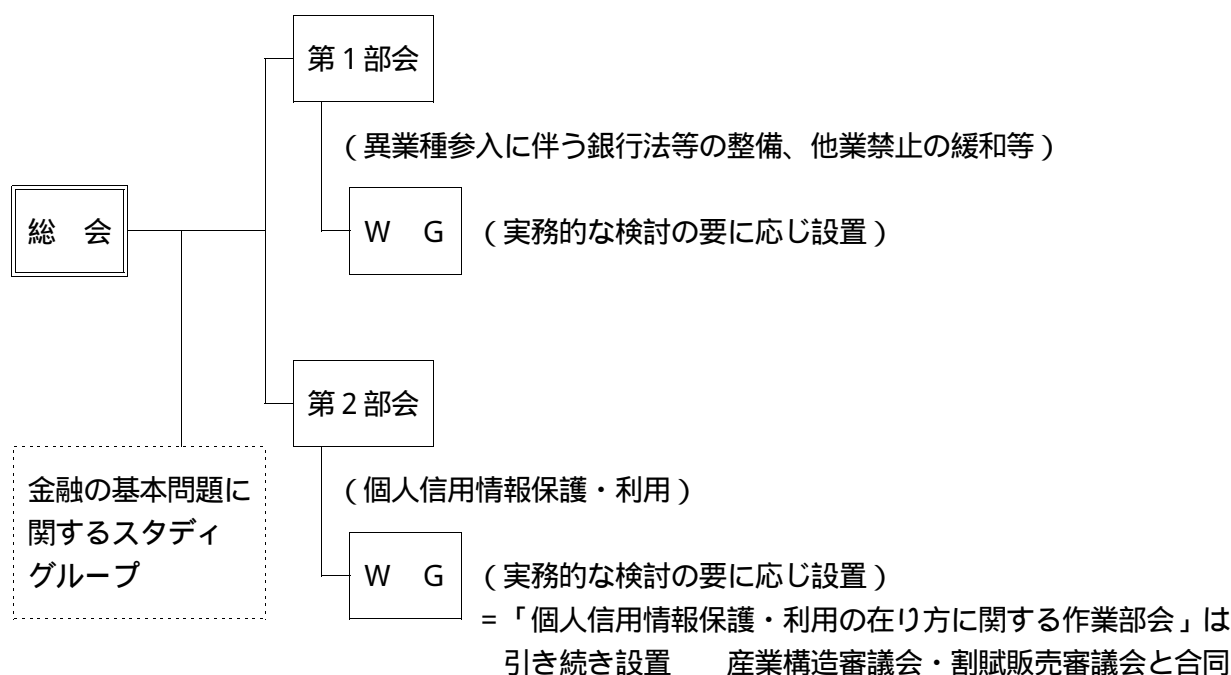
引き続き第一部会及び第二部会を設置し、以下のとおり、次期通常国会での法制化等を目指した事項を中心に審議を行う。

- 「第一部会」；異業種参入に伴う銀行法等の整備、他業禁止の緩和等
- 「第二部会」；個人信用情報保護・利用に関する制度整備

2. 今後の我が国の金融システムの方向性を展望するための新たな取り組み

「金融の基本問題に関するスタディグループ」を新たに設置し、まずは、今後の我が国の金融システムの方向性を展望するための論点整理に向け、自由なブレインストーミングを行う。（別紙参照）

金融審議会の部会等の構成イメージ



金融審議会・金融の基本問題に関するスタディグループの設置について

1. 設置の趣旨

- (1) 近年、我が国においては、金融システム改革及び金融危機への制度面での対応等を喫緊の課題として取り組んできたところである。
- (2) こうした中で、グローバルなレベルでは、あらゆる面でのボーダーレス化（IT・金融テクノロジーの進展による商品・業態の区別の消失、国境・業態を超えたメガ金融機関・メガコングロマリットの登場、取引所の合併やクロスボーダーの投資の拡大による市場のグローバル化）が進展する一方、97・98年の国際金融危機と安定化の過程を契機に金融システム安定化の方策に関する議論（FSF等）も行われるなど、経済・金融を巡る情勢はかつてないほど激変している状況にある。
- (3) このような情勢変化を踏まえ、今後新たに発足した金融庁においては、緊急性の高い政策課題に積極的に対応していくほか、中長期的な展望の下、時代のニーズを先取りした制度整備等に取り組んでいくことが期待されており、このため、今後の我が国の金融システムの方向性について、利用者保護を含む内外の利用者ニーズへの対応、金融システムの安定をはじめとした幅広い視点に立って、基本的な考え方の整理が進められる必要がある。

(4) こうした観点から、今般、金融審議会としては、金融に造詣の深い有識者をメンバーとした「金融の基本問題に関するスタディグループ」を設置し、今後の我が国の金融システムの方向性を展望するため、まずは、どのような事項をどのような視点から検討すべきか等、論点整理に向けた自由なブレインストーミングを行うこととする。

2. 議論の切り口(例)

スタディグループにおいては、まずは、今後の我が国の金融システムの方向性を展望するための論点整理に向けて、自由にブレインストーミングを行うこととするが、そのための切り口を挙げるとすると、

- (1) 我が国の金融セクターの競争力向上と金融機関経営等の在り方
 - (2) 金融システムの安定性の確保(監督、リスク管理、市場規律)
- といった柱も考えられる。

3. スタディグループの運営について

中長期的な展望に立って自由に議論するためにも、時期的な目処を付けて検討の成果を取りまとめることを前提としない柔軟な運営とする。グループの成果については、議論の状況について適宜総会に報告する他、議論の進展に応じ論点を整理・公表することとする。

金融審議会委員名簿

(平成12年8月現在)

会 長	貝塚 啓明	中央大学法学部教授	田中 直毅	21世紀政策研究所理事
会長代理	蠟山 昌一	高岡短期大学長		事務局長
委 員	井上 定彦	連合総合生活開発研究所理事・島根県立大学総合政策学部教授	原 早苗	(財)消費科学センター事務局長・消費科学連合会企画委員
	江頭憲治郎	東京大学法学部教授	福間 年勝	三井物産(株)取締役副社長
	大塚 宗春	早稲田大学商学部教授	堀内 昭義	東京大学経済学部教授
	翁 百合	日本総合研究所主任研究員	八木 良樹	(株)日立製作所代表取締役副社長
	神田 秀樹	東京大学法学部教授	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	倉澤康一郎	武蔵工業大学環境情報学部教授		
	杉田 亮毅	日本経済新聞社副社長		
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト	オガバー 増淵 稔	日本銀行理事
	田島 優子	さわやか法律事務所弁護士	森 昭治	金融再生委員会事務局長

[計17名]

(敬称略・五十音順)

(総務企画部企画課)

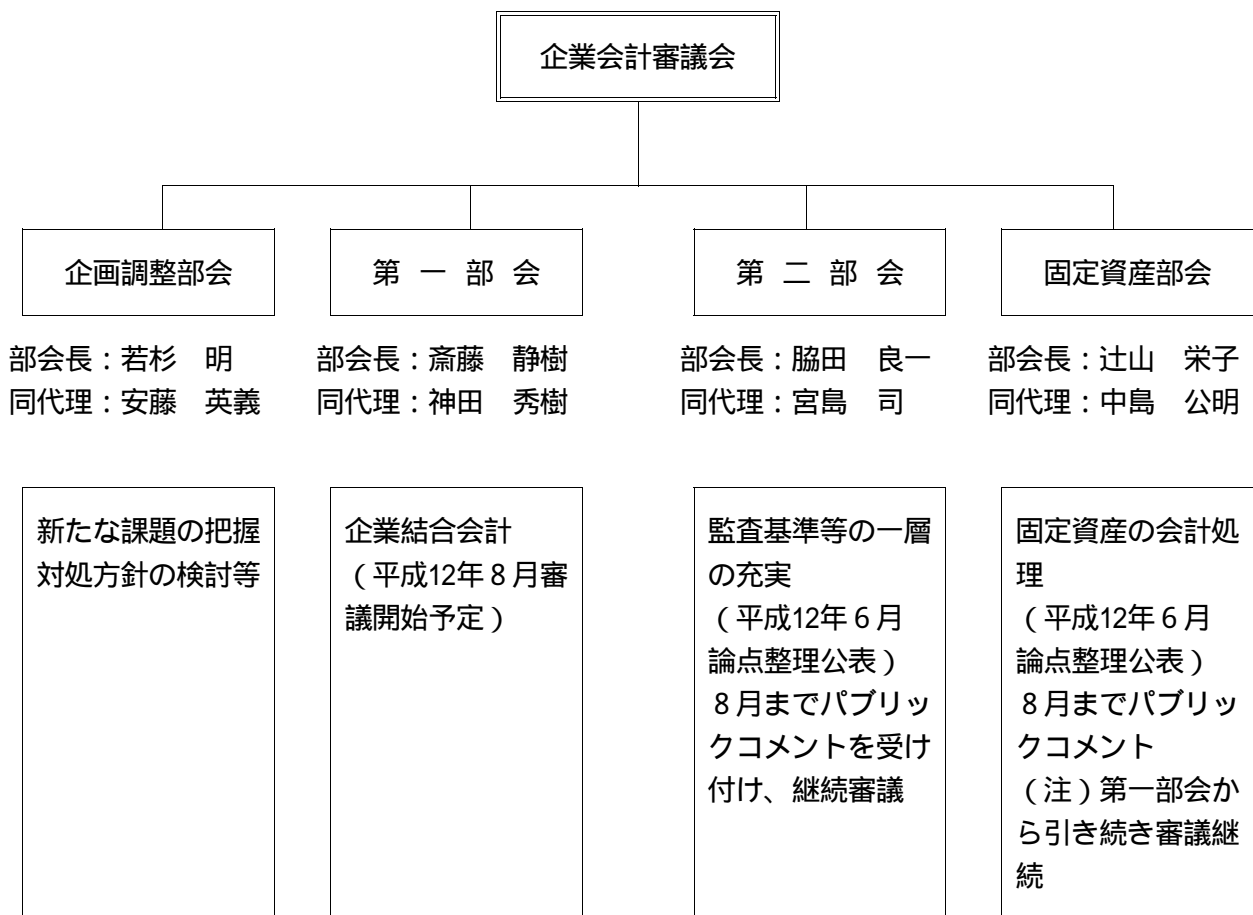
企業会計審議会総会の開催について

企業会計審議会（会長 若杉 明 高千穂商科大学教授）は、7月28日に総会を開催し、企業会計審議会の金融庁移管に伴い、部会の設置、部会長の指名等議事の運営に関する事務的な事項について整備を行った。

なお、審議会に設置される部会及び審議事項については、従前の体制を引き継ぎ、審議を継続することとされた。

○平成12年7月28日発表

企業会計審議会の審議状況



企業会計審議会 名簿

（平成12年7月28日現在）

会 長	若杉 明	高千穂商科大学教授	大塚 宗春	早稲田大学教授
委 員	安藤 英義	一橋大学教授	神田 秀樹	東京大学教授
	伊藤進一郎	住友電気工業㈱代表 取締役副社長	北村 敬子	中央大学教授
			斎藤 静樹	東京大学教授

須田美矢子	学習院大学教授	平松 一夫	関西学院大学教授
辻山 栄子	武蔵大学教授	宮島 司	慶応義塾大学教授
中島 公明	(財)企業財務制度研究会専務理事	森 金次郎	日本税理士会連合会 会長
中地 宏	日本公認会計士協会 会長	八木 良樹	(株)日立製作所代表 取締役副社長
中村 芳夫	(社)経済団体連合会 常務理事	山浦 久司	明治大学教授
林 興治	(株)日本経済新聞社 取締役電子メディア 局長	脇田 良一	明治学院大学学長
			(総務企画部市場課)

証券取引等監視官会議の開催について

1. 平成12年8月2日及び3日に、本事務年度第1回目の証券取引等監視官会議を開催した。
2. 会議においては、佐藤証券取引等監視委員会委員長の挨拶後、当委員会事務局長等から、最近の活動状況等について説明があり、各証券取引等監視官との意見交換が行われた。



(証券取引等監視官会議の様相)

証券取引等監視委員会は、平成12年8月2日及び3日に、本事務年度第1回目の証券取引等監視官会議を開催した。

会議では、はじめに、佐藤委員長から、新興企業向けの新市場の創設や、証券市場におけるインターネットの急速な拡大など、証券市場が大きく変化する中で、市場の公正性を確保するという監視委員会の役割はますます重要であり、

こうした新しい動きを敏感に捉え、常に問題意識をもって仕事をしていただきたい旨の挨拶があった。

続いて、五味事務局長より、平成11事務年度における監視委員会の活動状況及び平成12事務年度の検査基本方針についての説明があった後、ビッグバンによりフリーでグローバルな制度は整備されてきているが、ビッグバン成功

の鍵はフェアネスの確保であり、監視委員会の果たす役割は重要である等の話があった。

以上のほか、当委員会事務局等から、最近の

活動状況や諸問題について説明があり、各証券取引等監視官との意見交換が行われた。

(証券取引等監視委員会事務局総務検査課)

12年3月末におけるリスク管理債権等の状況について

12年3月末の預金取扱金融機関全体のリスク管理債権の総額(新生銀行分を除く)は、39.6兆円となっており、11年3月末の38.7兆円から0.9兆円増加した。これには、地域金融機関(地銀・第二地銀、信用金庫、信用組合)等によるリスク管理債権の計上範囲の拡大による増加3.4兆円が含まれており、これを除いたベースでは2.4兆円の減少となっている。

また、12年3月末の預金取扱金融機関全体の自己査定状況をみると、～分類の額は、11年3月末の80.6兆円から81.8兆円に増加したが、～分類については、4.0兆円から3.6兆円に減少した。

○平成12年7月28日発表

12年3月末におけるリスク管理債権等の状況について

1. リスク管理債権の状況について

	11年3 月末	12年3 月末	
(1) 預金取扱金融機関	38.7 兆円	41.4 兆円 (39.6)	(注)
(注) ()内は、新生銀行を除く計数。以下同じ。			
(2) 全国銀行	29.6 兆円	30.4 兆円 (28.6)	
(3) 主要行等	20.3 兆円	19.8 兆円 (18.0)	
(4) 地銀・第二地銀	9.4 兆円	10.6 兆円	

(5) 協同組織金融機関	9.0 兆円	11.0 兆円
--------------	--------	---------

2. 個別貸倒引当金の状況について

	11 年3 月末	12年3 月末
(1) 預金取扱金融機関	14.8 兆円	11.5 兆円 (10.9)
(2) 全国銀行	11.2 兆円	8.4 兆円 (7.8)
(3) 主要行等	6.8 兆円	5.0 兆円 (4.4)
(4) 地銀・第二地銀	4.4 兆円	3.4 兆円
(5) 協同組織金融機関	3.6 兆円	3.1 兆円

(監督部総務課)

日本債券信用銀行の譲渡の延期について

日債銀の譲渡交渉については、去る6月30日に株式売買契約が締結され、8月1日にソフトバンク・グループへ譲渡される予定となっていたが、そごう問題に端を発した特別公的管理銀行に係る譲渡の仕組み、とりわけ瑕疵担保条項について、国会における議論や国民の意見に十分に耳を傾け、その理解を深めるため、また、ソフトバンク・グループも延期を希望したため、その譲渡を9月1日まで1カ月延期することとした。

○平成12年 7月26日発表

1. 現在特別公的管理下にある日本債券信用銀行（日債銀）の譲渡交渉については、去る6月30日に株式売買契約が締結され、8月1日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループ（ソフトバンク・グループ）へ譲渡される予定となっていたところである。
2. しかしながら、特別公的管理銀行に係る譲渡の仕組み、とりわけ瑕疵担保条項については、そごう問題に端を発し、与党をはじめとする各方面から、あるいは国会においても、様々な御批判・御指摘があり、特に説明が必ずしも十分ではなかったとの御批判があったところである。
3. こうした状況の下、この際、臨時国会における御議論や国民の意見に十分に耳を傾けるとともに、その理解を深めて頂くためには、当初予定の8月1日に譲渡を実行するのは適当ではなく、また、譲渡予定先のソフトバンク・グループからも延期を希望する旨の意向が伝えられたこともあり、日債銀の譲渡を9月1日まで1カ月延期することとした。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

なみはや銀行の営業譲渡契約の締結について

なみはや銀行の譲渡先の選定については、去る5月31日の大和銀行及び近畿大阪銀行との間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、なみはや銀行の金融整理管財人と両行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められた結果、このほど両当事者間で合意に達し、金融再生委員会の了承の下、7月28日、両当事者間で営業譲渡契約が調印・締結された。

○平成12年 7月28日発表

1. なみはや銀行の譲渡先の選定については、去る5月31日の大和銀行及び近畿大阪銀行との間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、なみはや銀行の金融整理管財人と両行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程両当事者間で合意に達した。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、なみはや銀行と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、両当事者間で営業譲渡契約が調印・締結されたところである。
3. 今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、平成13年2月13日になみはや銀行から大和銀行及び近畿大阪銀行への営業譲渡が行われる予定となっている。
4. なみはや銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
5. 当委員会としては、特別公的管理下にある日本債券信用銀行はもとより、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現するべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいる所存である。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

預金保険制度を活用した資金援助案件について

金融再生委員会は、(株)国民銀行の(株)八千代銀行への営業譲渡に係る特別資金援助の必要性の認定及び日本信販信用組合の王子信用金庫への事業譲渡に係る特別資金援助の必要性の認定について、7月21日、合わせて議決した。

○平成12年7月21日発表

受皿金融機関		(株)八千代銀行	破綻金融機関		(株)国民銀行
所在地		東京都新宿区	所在地		東京都千代田区
業 要 12 年 3 月 末	代表者名	藤山 智昭	業 要 12 年 3 月 末	代表者名	田知本 章 松嶋 英機 預金保険機構
	預金量(億円)	16,230		預金量(億円)	2,075
	貸出金(億円)	12,627		貸出金(億円)	3,688
	店舗数(店)	69		店舗数(店)	37
	常勤役職員(人)	1,944		常勤役職員(人)	632
	資本金(百万円)	11,312		資本金(百万円)	12,474

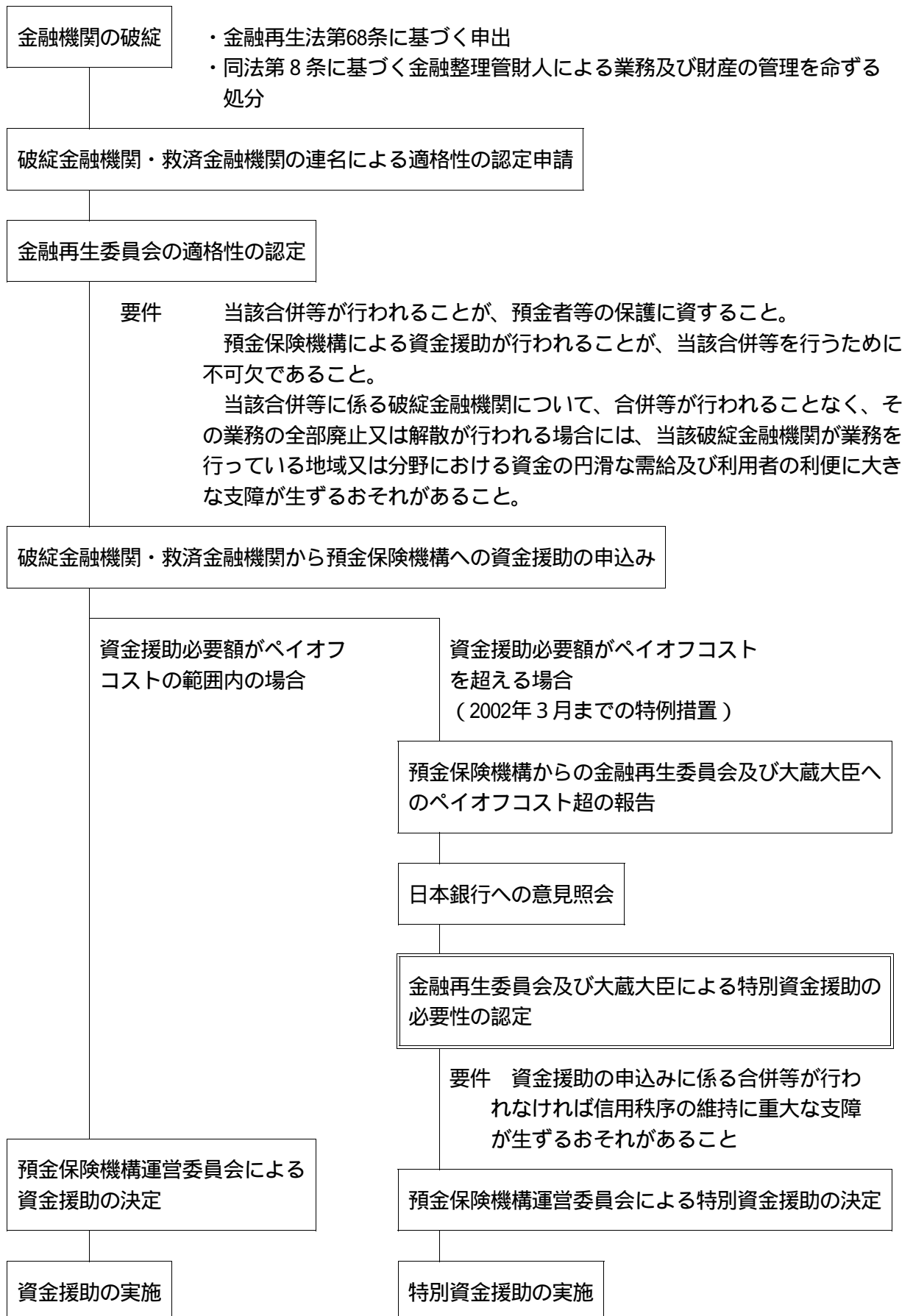
(注) (株)国民銀行の代表者は、金融整理管財人である。

受皿金融機関		王子信用金庫	破綻金融機関		日本信販信用組合
所在地		東京都北区	所在地		東京都文京区
業 要 12 年 3 月 末	代表者名	大前 孝治	業 要 12 年 3 月 末	代表者名	小松 勉 神方 邦一
	預金量(億円)	10,098		預金量(億円)	132
	貸出金(億円)	7,104		貸出金(億円)	929
	店舗数(店)	44		店舗数(店)	9
	常勤役職員(人)	1,236		常勤役職員(人)	150
	会員数(人)	70,775		組合員数(人)	16,139
	資本金(百万円)	13,542		資本金(百万円)	1,888

(注) 日本信販信用組合の代表者は、金融整理管財人である。

(参 考)

預金保険機構の資金援助手続き



(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

編集：金融庁総務企画部政策課

内容の照会先（代表 03-3506-6000）

財務局長会議の開催（内線3167） p 1

相沢金融再生委員長の（3502-7310） p 3

就任

平成12検査事務年度検（3506-6060） p 4

査基本方針及び基本計

画

新たな形態の銀行業に（3502-7338） p 6

対する免許審査・監督（内線3321）

上の対応

銀行組織の内部監査及（内線3191） p 11

び監督当局と内部・外

部監査人との関係

そごうグループに対す（3502-7690） p 15

る債権放棄についての

経緯と考え方

銀行業の免許 信託業（3502-7338） p 17

務の兼営の認可（内線3322）

第一生命保険相互会社（内線3343） p 18

に対する行政処分

金融審議会の開催（内線3507） p 18

企業会計審議会総会の（内線3651） p 21

開催

証券取引等監視官会議（内線3025） p 22

の開催

12年3月末におけるリ（内線3307） p 23

スク管理債権等の状況

日債銀の譲渡の延期（3502-7690） p 24

なみはや銀行の営業譲（3502-7690） p 25

渡契約の締結

預金保険制度を活用し（3502-7612） p 26

た資金援助案件

（編集後記）

先日、子供とプラネタリウムに行った。夏の星座ということで、さそり座に赤く輝くアンタレスとか夏の大三角（織姫、彦星で有名なベガ、アルタイルを含む明るい3つの星）などをおもに見た。いざ帰って、本物の夜空を眺めてみて

も、まわりが明るいせいもあり簡単には見つからない。疑似体験の方が現実を先取りするというのはいかにも今風である。

ところで皆さんの街では星はよく見えますか。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>